

2025 年度

里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）事業計画

1. はじめに

フォスタリング機関の取組みにはいくつかの課題が存在し、それらは主に運営面、職員体制、関係機関との連携、業務の効率化や質の向上などに関連している。

立川と八王子両拠点で、会議の運営において効率化と迅速化を図ることが求められている。職員の体制や管理面でも課題が見受けられる。特に八王子では退職による人員不足があり、業務の進行が緩やかになることがあった。

両拠点で、インテーク面接の効率化が進んでいるが、今後さらに改善できる点があり、例えば八王子では児相とフォスタリング機関が密に連携して進める。また、里親研修や更新時研修の運営において、日程調整や連絡漏れの防止が求められている。

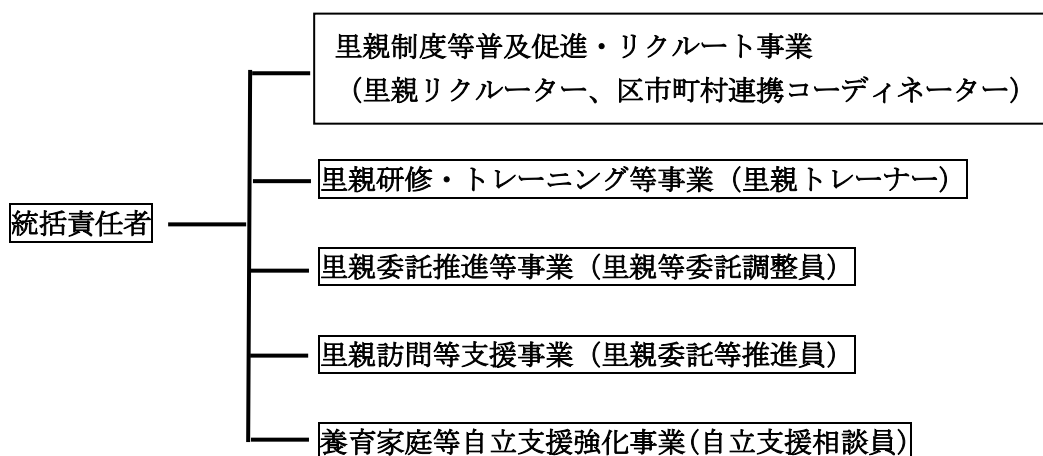
自立支援業務の重要性が増し、多岐にわたる支援を行っている。自立を控えた高校生や中学生への支援が求められる中、里親との連携や児相とのやり取りが複雑化している。

関係機関との連携の強化は、立川と八王子両拠点の重要な課題である。立川では、地域のネットワークを活用し、支援対象者への支援を行ってきたが、情報共有や連携体制の強化が不可欠である。

今年度は八王子児相が分割された町田児相のフォスタリング機関が発足することから、3拠点の連携が課題になる。

2. 基本方針

フォスタリング機関 組織図



(1) 里親の新規開拓及び普及啓発等に関する取組

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の

広報活動を行い、新たな養育家庭を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者を開拓する。

(2) 都及び区市町村が主体となって実施する養育家庭体験発表会について、企画立案、体験発表者の選定等、実施に伴う業務を行う。

(3) 児童相談所における効果的な里親開拓の企画等を行う。

(4) 各受託団体等（社会福祉協議会、教育委員会、自治会等をはじめとした地域機関等）への普及啓発、広報事業を実施する。

(5) 里親希望者への事前説明の実施、関心のある者への継続的な情報発信や働きかけ等を行う。

(6) その他、里親登録拡大を行う上で必要な開拓を実施する。

3. フォスタリング機関の運営について

(1) 会議について

- ・新たな解決策を見出すことができ、同時に仕事の速度が上がる会議にする。
自由に意見を言い合うことができ、また次のゴールを設定できるようにする。

① 朝のミーティング 情報共有の場とする

② 水曜の会議

- ・各担当者からの現状報告やケース内容の共有などを行う。
- ・日常的な検討や確認事項の共有をする。

③ 本院の長時間会議

- ・時間をかける議題の検討を行う

(2) 会計・諸届について

① 会計

- ・物品購入、稟議書、小口使用は基準に則り実施する。

② 出勤簿、超勤簿、日報、勤務変更届などは、規則に則り実施する。

(3) チームワークについて

- ・会議等で、各自の役割を順番で全体にプレゼンする機会を持つ。現時点での役割や今後やろうとしていることなどを話、お互いに共有できるようにする。
- ・お互いの役割を理解し、協力しあうことを心掛ける。
- ・引継ぎや報告事項で不明点がある場合はそのままにせず、確認し解決する
- ・統括は里親情報を把握し、それに伴う各職員の職務状況の理解把握に努める

(4) 外部機関（児童相談所、育成支援課、里親会等）との連携・協力について

① 児童相談所

- ・フォスタリング機関が成長し、児童相談所と対等に意見交換できる関係を築いていく。

② 里親会

- ・個人の対応がフォスタリング全体に影響することを想定し里親と対応を行う。要望なども個人の見解で回答せず、組織としての回答をするようにつとめる
- ・里親との交流内容について確認、見直しをする。また、支部会、サロンなどの内容確認を行う。

③ その他

- ・必要な場面で必要な判断を誰しもができるよう、フォスタリングの意図やビジョンを各自がきちんと理解する

(5) 勤務について

- ・率先して業務を勤務時間内に切り上げていけるようにする
- ・業務分担の実施。(そのためには個々の仕事をきちんと行う)
- ・夜間の相談、緊急一時保護に対応するための勤務体制を実施する。

(6) 愛恵会乳児院との連携

- ・本院に対して確認したい内容は担当窓口から確認。担当窓口外の内容は関わった人が問い合わせる。
- ・フォスタリング業務を理解、共感してもらえるよう細やかに状況共有を行う。そのために定期的に本院で会議を行い、必要に応じて事務などにも参加してもらう
- ・本院との良好な関係を構築し、新生児や乳児に関して助言を得てより良い里親支援に繋げていく

(7) 職員養成について

- ・職員は年に1回以上の業務に関連する外部研修に参加して、その専門性を高める。
- ・職員の経験値を高めたり新しい発想を生むためにも、フォスタリング機関内部でのジョブローテーションを実施したり、法人内での異動を実施する。

(8) 法人内フォスタリング機関の連携・協働

- ・3つのフォスタリング機関と乳児院の里親支援担当職員の会議を定例化する。
- ・里親支援に関わる情報交換やノウハウの交流などを行う。
- ・3つのフォスタリング機関の統括責任者の会議を月1回行う。

4. 児童相談所との協働について

(1) 協働の現状と課題

- ・児童相談所内の一区画がフォスタリング機関職員用に割り当てられていることで、児童相談所職員とのコミュニケーションが取りやすく情報が入りやすい。反面、自由に発言しにくい面や児童相談所内の機関であることでの制約がある。
- ・業務内容により、児童相談所との関わりに強弱がある。児童相談所が担っていた業務をフォスタリング機関の職員が引継ぎ、児童相談所職員と一緒に担うようになっていることから、児童相談所の関与が強い。

(2) 今後のありかたについて

- ・フォスタリング機関としての意見を持ち、児童相談所に伝えていく必要がある。そのためにもフォスタリング機関職員同士が、情報を共有して、意見を自由に出し合い協議できる関係性を築き、根拠を持って説得力のあるプレゼンができる力を養っていく。

5. 里親に対するサービスの質と量について

(1) 里親からのニーズに応えるために

- ・里親は民間機関であるフォスタリング機関に「児童相談所にはできなかった動き」を期待しており、それは量的な面では夜間・休日の対応であり、質的な面では児童との長期的な関わりやより里親子に近い立場での支援である。

- ・ 民間機関ならではの、親しみやすく、フレンドリーな関わりを進め、里親子が気軽に相談できる窓口を提供する。
- ・ 緊急なサポートが可能な体制を整えるなどして、里親子が急な事情で支援を必要とする場合にも柔軟に支援を行う。
- ・ 里親が子どもを育てる過程で長期間にわたる支援が求められることから、長期的に継続したサポートを提供する。
- ・ これらを実現するためにはフォスタリング機関内の限られた人的資源のみでは困難で、法人としてのバックアップ体制の整備やケアワーク・ソーシャルワーク経験豊富な職員の配置が必要である。

6. 個別の事業の実施について

(1) 里親制度等普及促進・リクルート事業（里親リクルーター、区市町村連携コーディネーター）

- ① 里親の新規開拓及び普及啓発などに関する取り組み
 - ・ 里親制度説明チラシ、普及啓発グッズ（風船、ボールペン、除菌液、ファイルバッグ等）の配布。大規模イベントへの参加や、駅前等人が集まりやすい場所を狙う。
 - ・ 各市町村で人気のあるカフェ、調剤薬局、スーパー、神社仏閣などを個別に訪問して、ポスター掲示やチラシ配布への協力を募る。
 - ・ SNS（ツイッター等のソーシャルメディア）を利用したフォスタリング機関活動の報告をすることで、多くの人に里親制度に対する関心を高める。
 - ・ オンラインまたは対面での制度説明会を月2回以上のペースで計画する。その際にはやりがいとともに大変な面も含めて、なるべく里親としての具体的な生活がイメージできるように工夫する。
- ② 養育体験発表会の実施
 - ・ 児童相談所管内に所在する乳児院・児童養護施設の職員向けに養育体験発表および制度説明会を実施することで、施設入所中の児童をより一層里親委託に結び付けられるようにする。
 - ・ 各市町村にて例年実施している養育体験発表会を実施する。自治体の計画段階に、より効果的な普及啓発の場となるようフォスタリング機関として提案を行う。
- ③ 里親・地域関係機関との連携
 - ・ 里親登録している方向けに、フォスタリング機関の目的・役割・支援内容を知っていたくためのパンフレットを作成する。
 - ・ 年度当初には、児相の養育家庭専門員と共に各子ども支援センターを回り、里親子の情報提供や啓発活動についての共有を行う。
 - ・ 各市町村職員や学校教職員向けに里親制度に関するビラを配布したり、フォスタリング機関の説明をすることで、里親子の地域社会での暮らしやすさの向上を目指す。

(2) 里親研修・トレーニング等事業（里親トレーナー）

1) 里親法定研修

認定前研修、更新時研修、受託後研修、登録後研修、乳児委託研修を実施する。前年度の

受講状況や里親登録認定部会のタイミングを踏まえて、それぞれの研修の適切な実施時期や回数を決める。

親族里親は、親族に特別な事情があるため里親登録していることから、グループディスカッションにおいては配慮を要するので、それらの方に配慮した研修を用意する。

今年度から東京都も里親の登録有効期間が 5 年間に変更されるため、法定研修の間に任意受講の研修を企画提案する。

2) スキルアップ研修

認定こども園での施設実習と真実告知の体験談発表を実施する。フォスタリングチェンジプログラム「FCP」の研修を受講してファシリテーターを増やす。

（３）里親委託推進等事業（里親等委託調整員）

①新規登録

リクルーターの制度説明、トレーナーの研修業務と密接に関連していることから、各担当者間の情報共有と協働を進める。

② 登録更新手続き

親担当児童相談所福祉司、養育家庭専門員、フォスタリング機関職員と協力して業務にあたる。

③児童と里親家庭のマッチング支援

児童相談所親担当福祉司・養育家庭専門員、里親委託等推進員と協働しながら実施する。

④自立支援計画書の作成

里親委託等推進員と協働しながら作成する。

⑤里親委託等推進委員会

年 2 回の予定。里親委託推進に向けて実のある話をするために、フォスタリング機関各職員から具体的な提案を行う。

（４）里親訪問等支援事業（里親委託等推進員）

①里親からの相談受付等

- ・ 定期的な訪問以外に、里親のニーズと要望に応じて訪問や電話連絡を実施する。
- ・ 支部役員会に統括及び職員が定期的な参加することで、情報交換の場とする。

②里親家庭への訪問支援等

- ・ 心理士による専門的なカウンセリングを里親、里子に実施する。

③里親等による相互交流（里親サロン、勉強会等）

- ・ フォスタリング機関主催、支部との共催による里親サロンを実施する。里子が楽しめる活動的なプログラムや、里親が懇談したり知識を得ることのできる機会とする。
- ・ 養子縁組里親対象の真実告知に関する講義や懇談の場を設ける。

④養育体験の実施

- ・ 未委託家庭のスキルアップを目的に、乳児院・児童養護施設での体験・講義を実施する。

⑤一時保護委託の支援

- ・ 一時保護所の満床の状態が続いており、里親宅を一時保護先として活用することが求められている。子ども担当福祉司に一時保護委託が可能な里親の情報を提供したり、里親

との連絡調整、委託後の里親と一時保護児のフォローをする。

⑥育児家事援助者派遣事業の実施

- ・里親からの要望に応えられるよう業者と契約して条件整備をする。必要な場合。フォスターリング職員が保育者として里親宅を訪問する。

⑦レスパイト・ケア事業（一時的にケアを代理し、休息を与える里親家庭支援）

- ・里親からの利用希望をアセスメントして、必要性や里親の養育力も含めて利用の可否を決定する。

（５）養育家庭等自立支援強化事業（自立支援相談員）

①里親子への情報提供・相談援助

- ・奨学金制度や就業支援に関する情報収集に努め、最新情報を提供できるようにする。

②里親委託児童への相談援助

- ・中学生、高校生を対象に進学、就職に関わる支援をする。またその他求められる支援をする。

③高校中退児童の再進学・就労支援

- ・生活の具体的なシミュレーションをし、学校、企業との連絡調整をすることで児童が孤立しないようにサポートする。

④措置解除児童に関する相談援助（アフターケア）

- ・委託解除後、10年間を対象に支援を行う。
- ・他の支援機関とつながりがある対象者は、当該の機関と情報を共有して支援をする。

7. フォスターリング機関の事業展開について

東京都の「多摩地域の児童相談所配置計画」（愛恵会乳児院関連）

児童相談所名	再編後		
	考え方等	人口	管轄自治体
立川	令和13年度分割再編 管轄人口や自治体数を適正化 西多摩8市町村を他児相に移管 近接3市を編入	72万	立川市、昭島市、国立市 東大和、武蔵村山【小平児相から】 日野市【八王子児相から】
八王子	管轄人口の適正化 地理的条件、交通利便性等を考慮 他児相へ2市を移管	56万	八王子市
【新規】 西多摩	令和13年度開設 立川児相から8市町村を移管	38万	青梅市、福生市、羽村市 あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町【立川児相から】
【新規】町田	八王子児相から移管 令和7年度開設(仮設)11年度(本設)	43万	町田市【八王子児相から】

（１）受託の拡大

- ・町田児童相談所は 6 月 1 日に開設が予定されることから、フォスタリング機関の同時開設に向け準備を進める。

（２）施設への転換への対応

改正児童福祉法の実施により、2024 年 4 月に児童福祉施設「里親支援センター」が創設された。東京都は、移行期間を設けてフォスタリング機関から里親支援センターへの転換を、順次進める予定である。

現行のフォスタリング機関と里親支援センターでは職員配置に差異があることから、転換に向けて東京都との調整が必要である。都の動向を把握して、里親支援センターへの転換に対応した取組みをすすめる。